

報告第6号

令和4年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							企業債	工事負担金	当 年 度 損益勘定 留保資金			
							円	円	円			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	1 配水施設 工事費	稲吉南2丁目地内 配水管撤去及び 新設工事	円 25,432,000	円 0	円 25,432,000	円 0	円 25,432,000	円 0	円 0	円 0	工事施工にあたり協議調整に 日数を要し、適正工期が確保 できなくなったが、早期完成 を図るため年度をまたいだ工 期設定とする。
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	1 配水施設 工事費	4 単独第8号 配水管新設工事	円 40,046,600	円 16,000,000	円 24,046,600	円 24,000,000	円 0	円 46,600	円 0	円 0	本工事施工中に茨城県用水供 給事業が有する送水管埋設位 置が当初設計位置と異なって いることが確認されたため、 本工事設計の見直しが必要と なり不測の日数を要し、年度 内完成が困難となったため。

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							内 訳					
							企業債	工事負担金	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	3 浄水場 施設費	4 単独第1号 霞ヶ浦浄水場 受変電設備 更新工事	円 272,800,000	円 109,000,000	円 163,800,000	円 163,000,0000	円 0	円 800,000	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症拡 大の影響及び世界的な半導体 不足の影響により機器製作に 不測の日数を要したため。